

長	副会長	務局長	主任	局員
				

環指第259号
平成30年5月25日

一般社団法人徳島県産業廃棄物協会会長 殿

徳島県県民環境部長 

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する
特別措置法に基づく保管状況等の届出について（通知）

日頃は、本県の環境行政の推進に御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。
さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条（第15条及び第19条で準用する場合を含む。）の規定により、保管事業者等は毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の6月30日までに県知事に届け出なければならぬものとされております。
また、平成28年の法改正により、高濃度PCB使用製品の使用及び処分の状況についても、当該年度の6月30日までに県知事に届け出なければならぬものとされております。
つきましては、参考資料を別添のとおり送付いたしますので、貴会員に十分周知徹底していただき、適切な対応が確保されるようお願いいたします。

【重要事項】

保管事業者等には、PCB廃棄物の処理が義務付けられており、処分期間は次のとおりです。

- 高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサー等）：平成30年3月31日まで
- 高濃度PCB廃棄物（照明器具の安定器及び汚染物等）：平成33年3月31日まで
- 低濃度PCB廃棄物：平成39年3月31日まで

また、法改正に伴い、PCB廃棄物に加えて、使用中の高濃度PCB使用製品についても、保管事業者等に期限内の処理が義務付けられております。

つきましては、同法の趣旨を御理解の上、貴会員に十分周知徹底していただき、速やかな対応が確保されるよう併せてお願いいたします。

問合せ先
徳島県県民環境部環境指導課（審査指導担当）
電話 088-621-2269
ファクシミリ 088-621-2846



平成29年度(前年度)におけるPCB廃棄物の保管状況等の届出について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の保管事業者等は、平成29年度中における保管又は使用並びに処分の状況等について、平成30年6月30日までに県知事に届け出る必要がありますので、次のとおり届出書を提出してください。

※ 平成28年の法改正に伴い、届出の様式が変更及び追加されています。

なお、中小企業者等や個人が保管する高濃度PCB廃棄物の処理費用につきましては、独立行政法人環境再生保全機構が運営する基金等の一部助成により、負担軽減が図られています。

■届出書の様式

(1) PCB廃棄物について

- PCB廃棄物を保管している場合 : 様式第一号
- PCB廃棄物が新たに判明した場合 : 様式第一号
- PCB廃棄物を処分した場合 : 様式第一号

(2) 高濃度PCB使用製品(※)について

- 高濃度PCB使用製品を使用している場合 : 様式第一号
- 高濃度PCB廃棄物を処分した場合 : 様式第一号

(※電気事業法に規定される電気工作物以外の高濃度PCB使用製品)

注意1：保管中の全てのPCB廃棄物を処分（委託契約）した場合、別途「様式第四号」の届出が必要です。

なお、昨年度中に全て処分（委託契約）し、既に「様式第四号」を届け出ている場合でも、最後に「様式第一号」の届出が必要です（様式第一号④に記載）。

注意2：使用中機器について、確認のため通電中の変圧器・コンデンサー等に近づくと感電のおそれがあり大変危険です。必ず電気保安技術者等に依頼して確認してください。

徳島県ホームページにおいて、様式のダウンロードができます。

【「PCB廃棄物の期限内処理について」】

URL <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/recycling/2017042800138/>

■添付書類

- PCB廃棄物の保管状況が分かる写真（又は高濃度PCB使用製品の使用状況が分かる写真）を添付してください。
- 前年度に処分済みのPCB廃棄物（又は高濃度PCB使用製品）がある場合は、「マニフェストD票又はE票の写し」を添付してください。

■提出部数 : 2部（正本及び副本。なお、副本は写しで結構です。）

■提出期限 : 平成30年6月30日

■提出先 : 裏面記載のとおり

■提出先

(1) 事業場の所在地が「阿南市、那賀郡及び海部郡」の場合

徳島県南部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当
〒774-0011 徳島県阿南市領家町野神319
電話 0884-28-9862
ファクシ 0884-22-6404

(2) 事業場の所在地が「美馬市、三好市、美馬郡及び三好郡」の場合

徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当
〒779-3602 徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
電話 0883-53-2060
ファクシ 0883-53-2082

(3) 事業場の所在地が「上記以外」の場合

徳島県県民環境部 環境指導課 審査指導担当
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1
電話 088-621-2269
ファクシ 088-621-2846